

第 12 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

構成員からのご意見カード

【意見・質問事項】	【回答】
<p>これまで地上部街路については 3 案が考えられるとしてその中に「代替機能を確保して都市計画を廃止する」が挙げられているが、ここでいう「代替機能」とは具体的に何を指すのか、道路の規格基準や位置について都ではあらかじめ何らかの指標が想定されているのか、いないのか明らかにしてもらいたい。</p> <p>「外環の二」の予定地と並行して東に環状 8 号と西に新たにすでに事業中の都市計画道調布保谷線（道路幅 40m）があるが、いずれも「外環の二」からは距離にして 2~3 キロと車でわずか 3 分程度しかかからないところの位置にあり、大泉の外環道や中央道の出入り口にもつながるアクセス可能な道路となっている。このことからすでに地上部での交通網上の「代替機能」はほぼ確保されているも同然といえることができるのではないかと。</p> <p>防災面での機能をいうのであればまた別の観点から、あらためて必要な場所や方法、規格について考え直さなければならぬ。「外環の二」について防災上の機能をあげているが、それは道路を計画した場合の副次的な結果論として言うことであって、もともとから良好な住宅地である「外環の二」の位置にその必要性があるわけではない。</p> <p>このことから外環の本線が地下化した以上、あえてまたその位置に重ねて都市計画道路を計画する必然性も必要性も失われていると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外環の 2 は、都内の都市計画道路ネットワークの一部であり、環境、防災、交通などさまざまな機能を有し、地域の利便性向上や沿線のまちづくりに寄与する道路です。外環の 2 沿線の地域には、生活道路へ通過交通が流入することや延焼遮断帯が未形成であるなど、さまざまな課題があると認識しています。 • 将来に向けて、地域の望ましいまちづくりを進めるためには、これらの課題を解決することが必要であり、外環の 2 を廃止する場合は、この都市計画道路が果たす役割の代替機能が確保されていることが必要であると考えています。 • 外環の 2 は、「防災都市づくり推進計画（東京都）」において一般延焼遮断帯に位置付けられています。延焼遮断帯は、延焼遮断機能に加え、消防活動等の救援・救護活動の空間や災害時の避難路となるものです。外環の 2 は、避難場所である善福寺公園・東京女子大学一帯や井草八幡宮一帯（避難計画人口約 3 万人）付近に計画されており、災害時における避難や救援・救護等の活動を支えることとなります。
<p>1. 東京外郭環状道路の計画のたたき台。従来の高架道路から地下構造への変更の説明で 6 頁には 地上部の利用について 現状の市街地を維持することができます という選択肢がイラストと合わせて明示され 多くの住民に期待させた。</p> <p>外環ジャーナル（平成 13 年 4 月）元計画の高架道路を地下構造に変更することで当初 懸念された地域分断の課題は、大部分が解決できると考えられます。地上部の道路建設は無い と公表した。</p> <p>都市計画審議会（2007 年 4 月）大深度地下構造を利用した計画に都市計画変更された時 周辺環境への配慮、移転への影響を極力小さくするため 地下方式とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外環の 2 は、都内の都市計画道路ネットワークの一部として、昭和 41 年に高速道路の外環と同時に都市計画決定されています。当時、高速道路の外環と一体となって自動車交通に対応するとともに、地域の利便性向上や沿線のまちづくりに寄与する道路として計画されました。 • 平成 13 年、国と都は、「東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台」を公表し、高架構造で計画された高速道路の外環を地下構造に変更して、外環の 2 の広域機能を高速道路に集約する考え方を示していますが、外環の 2 の廃止を前提としたものではありません。外環地上部の検討メニューについては「公園や歩行空間を整備する場合」「バス路線など公共交通を整備する場合」「幹線道路を整備する場合」

としたと東京都自身が説明している。上記の説明を市民感覚で合理的に受け止めれば、外環道本線とほぼ同じ幅員の外環ノ2も計画廃止された」と理解される。

2. 古川さんが提出した都市計画提案は「現状の市街地を維持できます」という計画のたたき台の選択肢に該当するものでありながら、不適格とした。その理由は外環ノ2は東京都において一般延焼遮断帯に位置付けられていて、この都市計画区域内の道路の最低幅員を11mとしている。これらの要件に対して古川さんの道路幅員は7.4m以下であるため、不適格とした。古川さんの都市計画提案は「外環ノ2の施工を拒絶して現状の市街地を維持することができます」という選択肢の1つを選んだもの。東京都の不適格理由は「都市計画提案地区で外環ノ2の都市計画を実施した場合の不都合、不適格を指摘したものである。この理由は、前記1項に著しく反するもの、正常な社会人としての判断能力を欠く東京都の職員の知識水準の著しい低下の証明書となる。」
3. 都市計画提案の受理を3年間も遅らせて「都はただ今回のこの都市計画提案というのはこの話し合いとはもう別に法の手続きに乗っている話ですのでこの300mだけ切るっていう提案についてはちょっとなかなか難しいと。(議事録P36中段)」都の不誠実対応を表示する典型的な発言である。都が住民との信頼感を望むのなら検討のプロセスで、今までの公的な資料、発言に責任を持ち、矛盾した発言、決定、決議をしないと表明すべきである。
4. 都市計画提案に対する東京都の判断、この誤った判断を都議会の都市整備委員会で公表して手続を進めたという事態に対して都は「具体的にどのような対策を講じるのか明らかにせよ」
5. 上記の質問に対して、司会者がちょっとそのぐらいにしてください。他に、ご質問ありませんかともみ消しを囚った。
6. 従来から棚上げして温存してきた質問に対して棚卸をして会の冒頭に時間をさいて処理する。会の最後に設定して会の終了時間より物別れを期待する方式では解決しない。

「住宅・地域コミュニティを維持する場合」の4つを幅広い議論の素材として例示しています。

- 平成19年、外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、平成20年、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、検討の視点とプロセスを明らかにしました。これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めています。
- 外環の2は、「防災都市づくり推進計画(東京都)」において一般延焼遮断帯に位置付けられています。延焼遮断帯は、延焼遮断機能に加え、消防活動等の救援・救護活動の空間や災害時の避難路となるものであり、延焼遮断帯として位置付ける都市計画道路の最低幅員を11mとしています。一方、廃止区間周辺における生活道路の幅員は7.4m以下であるため、これらの生活道路を延焼遮断帯に位置付けることはできません。
- 都市計画法に基づく都市計画提案は、都市計画の決定や変更を求めることになるため、都は、規則に従い、都市の環境や機能が確保できることを示す資料等の提出を計画提案者に求めています。
- この計画提案については、平成23年8月に相談があり、その後、都は計画提案者と継続して打合せを重ねました。
- 平成26年4月、都市の環境や機能についての補足説明資料が提出され、改めて提案受理を要請されました。都は、法に定める要件等を満足しているかあらかじめ検討した上で、平成26年12月に受理しました。
- 受理後、都は、この計画提案を踏まえて都市計画を変更する必要はないと判断し、その旨と理由を計画提案者に通知する前に、あらかじめ都市計画審議会にこの計画提案に係る都市計画の素案を提出して意見を聴きました。

<p>1. いつもの事ですが中村さんは常に議場の構成員を見ていて、発言希望者がいるかいないかを確認していただきたい。 また、構成員の質問に対しての東京都の説明不足、ピントをずらした説明には再説明を指示して頂きたい。</p> <p>2. 町会代表者の構成員が出席出来ない時は代理出席者を指定し代理出席しているが（現在4名）出席していない商店街（すべて）町会（久我山）は代理を指名して、出席する様に事務局は積極的に進めて欲しい。</p> <p>3. 積み残し事項の消化を真剣に考えて頂きたい。</p> <p>4. 未だ外環の2の対する意見を述べていない人に対して第13回の話し合いの会で発言して欲しい旨そして出席して欲しい旨早目に依頼して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none">• ご意見については、司会者と共有させていただき、今後、円滑な議事進行ができるように事務局としても努力してまいります。• 話し合いの会の開催日程については、できる限り多くの構成員が出席可能な日時を設定しています。
--	---